

うつくしま子ども 夢 プ ラ ン

(概要版)

計画策定の趣旨

県では、平成13年3月に「新うつくしま子どもプラン」を策定し、平成13年度から平成17年度までを計画期間として、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の施策を推進するとともに、子どもの意見尊重など、子どもが大切にされ、子ども自身の持つ能力が十分発揮できるよう、子育て環境づくりを進めてきました。

しかし、その後も少子化の進行に歯止めがかからない状況にあるため、緊急に集中的な対策を講じることが必要であるとの考えから、現在の計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行うこととしました。

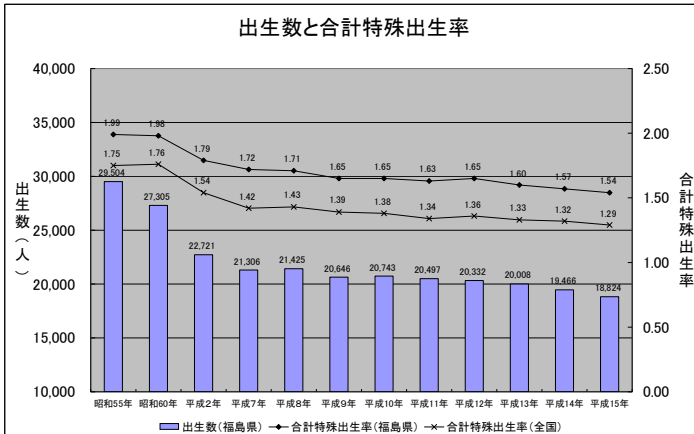
計画の性格

- 1 子どもを社会全体の宝ととらえ、行政、企業、地域社会が協力し社会全体で子育てを支援するという理念の下、地域における様々な社会資源の効果的活用による子育て支援、企業における子育てに理解のある雇用環境づくり、男性の育児参加等に重点的に取り組む外、次代の親づくりの視点を新たに取り入れ、子育て・子育て環境づくりをさらに推進していく方向性を示しています。
- 2 『福島県新長期総合計画「うつくしま21」』、『第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」』、『第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」』を始め、「ふくしま青少年育成プラン」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。また、本プランは、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及び児童福祉法に基づく保育計画としても位置付けます。
- 3 市町村の次世代育成支援対策に係る計画と整合性を図った計画です。

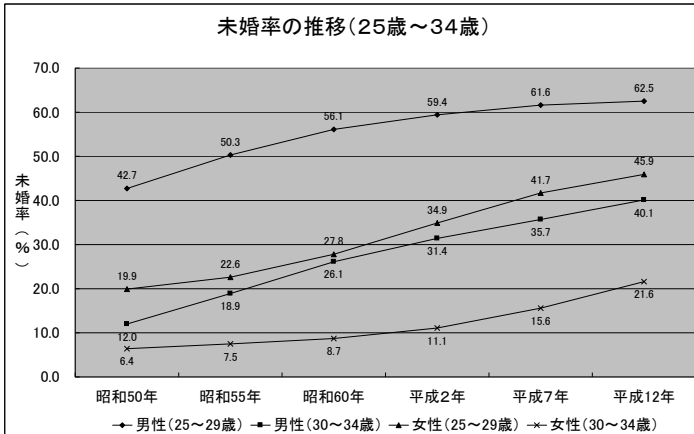
計画の期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間としています。

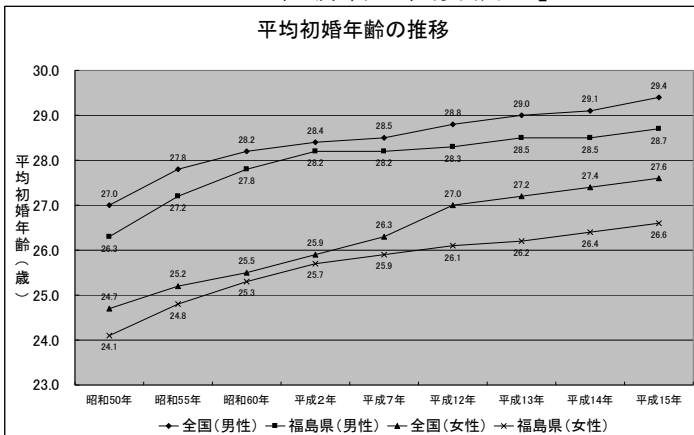
福島県の子どもと家庭を取り巻く状況



厚生労働省「人口動態統計」



総務省「国勢調査」



厚生労働省「人口動態統計」

1 少子化の進行

- 福島県の出生数は年々減少し、平成15年には18,824人となっています。
- 一人の女性が一生の間に産む平均子ども数である合計特殊出生率は、平成15年には1.54(全国1.29)と全国第2位となっていますが、年々低下しています。
- 15歳未満の年少人口の割合は、平成15年10月1日現在15.2%、65歳以上の老年人口の割合は21.8%となっています。
- 福島県の人口は平成10年1月をピークに減少しています。
- 少子高齢化の進行や人口減少により、経済成長や経済活力の低下、現役世代の社会保障の分野における負担の増大、子どもの健全育成への影響などデメリットが考えられます。

2 少子化をめぐる状況と課題

- 晩婚化や未婚化が進行しており、これが少子化の大きな要因となっていると考えられます。
(結婚観等の変化)
- 未婚者の意識をみると、独身生活の利点を享受しているため、結婚を急いでいないことがうかがえます。
- (子育てと仕事の両立の負担感)
- 女性は結婚や子育てを仕事と両立したいと考えているものの、未婚者では、男性に比べて両立の自信がないと強く感じており、また、実際に結婚した後は、子育て時期に労働力率が低下するなど両立が難しいことがうかがえます。
- (子育ての負担感)
- 核家族化や都市化により子育てが孤立化しています。核家族世帯が産み育てたい子どもの数は、親と同居している世帯に比べ少ない傾向にあります。
- (若者の経済力の低下)
- 若年者の就業状況の不安定化による経済力の低下がみられます。

計画の理念、目標及び基本方針

背景

- ・ かつては、子育ては大家族や集落、地域全体で行われてきた。
- ・ しかし、近年は、核家族化の進行、地域の間人関係の希薄化により育児が孤立化しており、子育てに伴う不安や負担が増大している。
- ・ また、女性は、結婚や子育てと仕事の両立を望んでいるが、子育ての負担が女性にかたよっているなど両立は困難な状況である。
- ・ 本県は、合計特殊出生率が全国第2位となっているとともに、三世同居率や近住率が高く、また、農家世帯比率等も高いなど、家族や近隣による助け合いが現在でも息づいており、比較的子育てしやすい環境にあると考えられるが、少子化の進行には歯止めがかからない状況にあり、緊急に少子化対策を推進することが求められている。

そのためには、本県の特性を生かしながら、新たな支え合いによる「社会全体で子育て・子育てを支援していく体制づくり」を進めることが重要であり、県民をあげてこの体制づくりを進めるため“子育て支援を進める県民運動”の展開を図る必要がある。

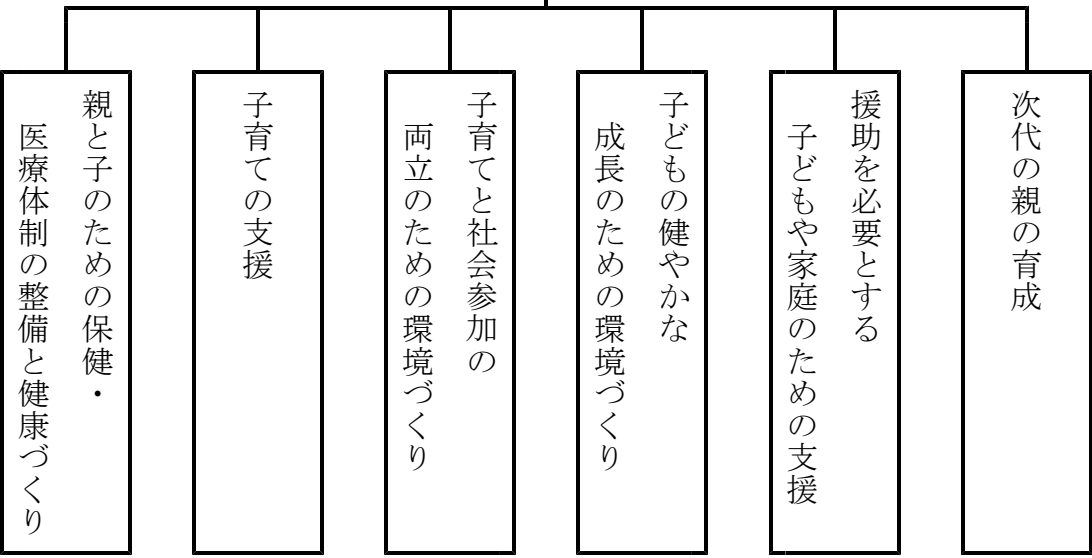
計画の理念

社会全体での子育て・子育ての支援

計画の目標

- 安心して子どもを産み、育てることができる社会
- 子どもが大切にされ、いきいきと育つことができる社会

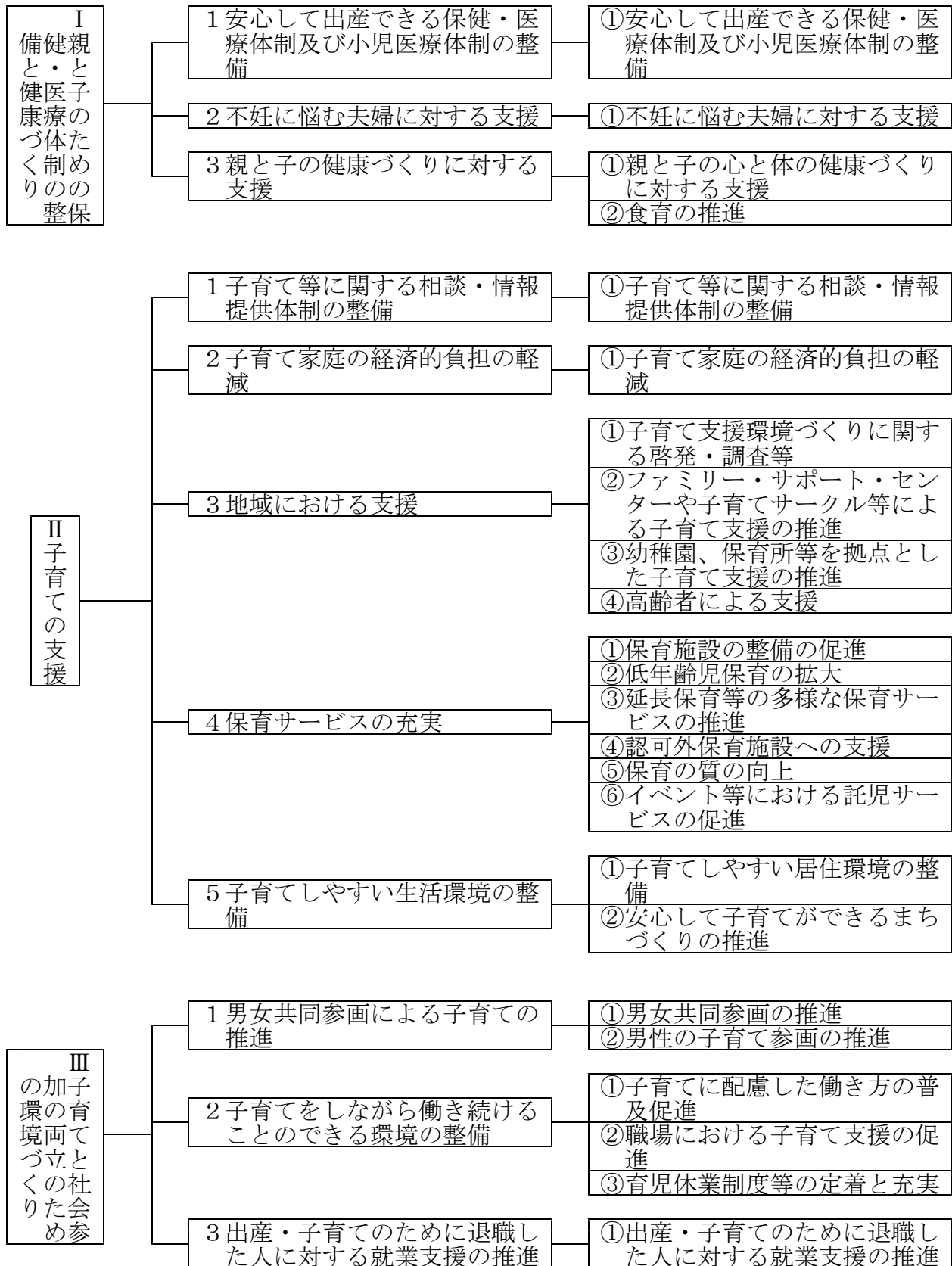
子育て支援を進める県民運動



計画の基本方針

- 1 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり
安心して子どもを産み、健康に育てることを支援するとともに、育児に不安や悩みを持つ親に対する援助を行う必要があります。このため、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めるとともに、親と子の健康づくりに対する支援を進めます。
また、不妊に悩む夫婦のための対策を推進します。
- 2 子育ての支援
核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化などに伴い、子育てが孤立化するとともに、共働き家庭の増加により、地域における子育て支援体制の整備が求められています。このため、安心して子育てができるよう相談・情報提供体制を整備するとともに、低年齢児保育や延長保育等の実施保育所の拡大など保育サービスの充実、子育てに関する団体や高齢者など地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。
また、出産から子育て、さらには教育に要する費用への負担感が増大しているため、経済的負担の軽減を図ります。
さらに、住宅や居住環境、まちづくりなどにおいて、子育てしやすい生活環境の整備を図ります。
- 3 子育てと社会参加の両立のための環境づくり
女性の社会進出が進み、結婚、子育てと仕事の両立を望み、共働き家庭が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識は未だ社会に根強く残っており、女性にとっての家事や子育ての負担は重いものとなっています。このため、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。
さらに、育児休業制度等の定着と充実を図るとともに、出産や子育てのためにいったん退職した人の再就職のための支援を進めます。
- 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり
子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができる環境づくりのため、学校及び地域における教育の充実を図るとともに、遊びや体験学習に係る環境整備を進めます。
また、子どもの人権に関する啓発を進めるとともに、子どもの声を尊重した子育て環境づくりを進めます。
さらに、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全など子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。
- 5 援助を必要とする子どもや家庭のための支援
障がいのある子どもや家庭での養育が困難となった子ども、ひとり親家庭など援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。
また、児童虐待の防止体制の整備を図るとともに、犯罪やいじめ、虐待等にあった子どもに対する支援等を進めます。
- 6 次代の親の育成
次代の親となるべき若者に対し、健康教育を行うとともに、家庭を築き子どもを生み育てることの意義について教育や啓発を図ります。
また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めます。

施策体系





重点施策

地域

地域における支援

- 相談・情報提供体制の整備
様々な手段による相談、情報提供、意見交換等の体制の整備
- 子どもの預かり支援
様々な形態による子どもの預かりによる支援の充実
- 家庭への派遣や子育てサークル等による支援
子育てOB等の家庭への派遣や子育てサークル等による支援の充実
- 保育所等を拠点とした子育て支援の推進
地域子育て支援センターの設置の促進
- 保健・医療体制の整備
妊娠・出産時の保健・医療体制の整備や小児医療の確保のための対策の推進

男性

男女共同参画による子育ての推進

- 啓発の推進
男性の子育て参画についての取組事例の紹介や講演会・講座の開催などによる啓発の推進

県民運動

子育て支援を進める県民運動

子育てしやすい県づくりの気運を盛り上げるための、「子育て週間」及び「子育ての日」の設定などによる県民運動の展開

若者

次代の親づくり

- 教育・啓発の推進
家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発
- 若年者の就業支援
相談や助言、職業紹介や就職先あっせんなど若年者の就業支援の推進

企業

企業の子育てにやさしい雇用環境づくり

- 啓発の推進
先進的な企業の認証やセミナーの開催等による啓発の推進
- 働き方の見直し
長時間労働の解消に向けた企業の取組みの促進
- 育児休業の充実
育児休業の充実に向けた企業の取組みの促進

保育

保育サービスの充実

- 特別保育の充実
延長保育や一時保育等の拡充
- 認可外保育施設の支援
認可外保育施設の運営への支援
- 放課後児童の健全育成の推進
放課後児童クラブの設置の促進

計画の実現に向けて

1 県における取組み

本プランの実現を図るため、「福島県少子高齢社会対策推進本部」を中心とした全庁的な体制の下、毎年度、各施策の進ちょく状況を評価しながら、施策のあり方について検討し、施策の総合的かつ効果的な推進に努めていきます。

2 民間との連携

民間の関係団体の代表等から構成される「福島県子育て・子育て環境づくり推進会議」と連携を図るとともに、地域団体等の意見や提案も取り入れながら、行政と民間が一体となった次世代育成支援対策を推進します。

また、民間企業に対し次世代育成支援の必要性について啓発を行うとともに、次世代育成支援に関する一般事業主行動計画の策定や実現を呼びかけ、支援していきます。

3 市町村に対する支援

地域における次世代育成支援対策に中心的な役割を果たすのは各市町村であり、市町村がそれぞれの行動計画を実現できるよう、その取組みを支援していきます。

4 県民一人ひとりの取組み

県民一人ひとりが、子育てに関心を持ち、子どもは社会の「宝」であるにとらえ、地域全体で子どもを見守り、子育て支援を行う環境づくりを進めることが大切です。

このため、「子育て週間」、そして「子育ての日」を設定し、「子育て支援を進める県民運動」を展開するなど、地域全体で子育て支援を行う気運づくりを推進していきます。

指標一覧

指標の内容	現状値	(年度)	目標値 (21年度)
I 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり			
周産期死亡率 ※	5.3	15	4.6以下
乳児死亡率 ※	3.5	15	2.3以下
不妊治療助成件数	194件	16	338件
1歳6か月児健診の受診率	94.80%	15	100%
3歳児健診の受診率	92.56%	15	100%
乳幼児突然死症候群による死亡率 ※	0.2	15	0.1以下
育児支援家庭訪問事業実施市町村率	0%	16	15%
小中学校における「食に関する指導」実施率	82.6%	15	100%
II 子育ての支援			
子育て支援に関するホームページへのアクセス件数	116,126件	15	140,000件
市町村におけるファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	2か所	15	11か所
民営によるファミリー・サポート・センターに対する助成団体数(累計)	0か所	15	6か所
	379人		900人
子育てサポーター養成研修会受講者総数	(うち中高生149人)	15	(うち中高生450人)
つどいの広場の設置箇所数(累計)	0か所	16	23か所
保育所地域活動事業実施保育所率	53.4%	15	63.7%
地域子育て支援センター設置数	45か所	15	100か所
高齢者の地域子ども預かり事業実施箇所数	0か所	16	15か所
保育所入所定員数	24,627人	16	27,700人
乳児保育実施施設率	64.4%	15	93.8%
延長保育実施施設率	46.9%	15	70%
休日保育実施施設数	4か所	15	26か所
一時保育実施施設率	18.2%	15	50%
特定保育実施施設数	0か所	15	10か所
乳幼児健康支援一時預かり実施市町村の割合	5.6%	15	11.1%
地域保育施設助成事業実施率	41.6%	15	70%
私立幼稚園における預かり保育実施率(学校法人立)	84%	16	95%
私立幼稚園における預かり保育実施率(学校法人立以外)	55%	16	95%
バリアフリー化施設整備が完了した鉄道駅の数(累計)	0駅	16	5駅
乗合バス会社における低床バスの導入率	5.9%	16	17.6%
やさしい道づくり推進事業により整備を図った歩道延長	210.3km	16	416.0km
「やさしさマーク」を取得した既存県有建築物数(累計)	35棟	15	64棟
「人にやさしいまちづくり条例」に基づき整備された公営施設の整備数(累計)	3,305件	15	5,600件
III 子育てと社会参加の両立のための環境づくり			
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数(累計)	1,260人	16	3,240人
市町村における男女共同参画計画の策定率	22.2%	16	62%
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	2.7%	15	20%
「地域や職場で行う子育て支援講座」参加者数(累計)	24,207人	15	68,000人
育児短時間勤務制度等を規定している企業の割合	69.3%	15	100%
「仕事と生活の調和」推進企業の認証数	0社	16	200社
企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率	52.2%	15	60%
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.8%	15	100%
育児休業取得率(女性)	58.4%	15	80%
育児休業取得率(男性)	0.2%	15	10%
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	8.0%	15	15%
IV 子どもの健やかな成長のための環境づくり			
県立高等学校におけるALT(外国語指導助手)の招致率	69%	16	90%
「高等学校教員先端技術等研修事業」派遣人数(累計)	170人	16	205人
県内小中高등학교における福祉協力校指定率	54.7%	16	94.9%
体育実技等に関する研究・指導法普及のための講習会、研究会への参加教員数	1,120人	16	1,300人
市町村版幼児教育振興プログラム策定率	12.2%	16	33.3%
福島県青少年育成県民会議評議員数	164人	16	195人
	図書42冊		図書90冊
有益な映画・書籍等の推奨数	映画72本	16	映画112本
一人当たりの児童館・児童センター年間利用回数	1.83回	15	2.06回
一人当たりの緑地等面積	21.2㎡/人	16	24.5㎡/人
体験活動ボランティア登録数	848人	16	1,110人
スクールカウンセラー配置校数	112校	16	264校
放課後児童クラブ設置率	42.2%	16	60%
「地域の孫を見守り隊運動」の実施地区数(累計)	2地区	16	12地区
チャイルドシート着用率	80.8%	15	100%
V 援助を必要とする子どもや家庭のための支援			
障がい児保育を実施している市町村の割合	81.1%	15	88.8%
ひとり親家庭医療費助成事業受給資格登録世帯数	16,725世帯	16	18,700世帯
虐待防止ネットワークを設置している市町村の率	11.2%	16	100%
VI 次の代の親の育成			
10代の人工妊娠中絶率	18.6	15	11.9
精神科医、カウンセラー等の専門家の学校への派遣件数(累計)	60校	16	115校
薬物乱用防止教室受講者数	27,004人	15	30,000人
年長児童の赤ちゃん出会い等事業実施市町村数	6.7%	16	40%

※印の指標については、現状値と目標値は年度(4月～3月)ではなく、年(1月～12月)のもの。